

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

経済学部
80
72
4

朱書



○青社之部目録

- 一 青社之部目録 一丁
- 二 青社之部目録 二丁
- 三 青社之部目録 三丁
- 四 青社之部目録 四丁
- 五 青社之部目録 五丁
- 六 青社之部目録 六丁
- 七 青社之部目録 七丁
- 八 青社之部目録 八丁
- 九 青社之部目録 九丁
- 十 青社之部目録 十丁
- 十一 青社之部目録 十一丁
- 十二 青社之部目録 十二丁
- 十三 青社之部目録 十三丁
- 十四 青社之部目録 十四丁
- 十五 青社之部目録 十五丁
- 十六 青社之部目録 十六丁
- 十七 青社之部目録 十七丁
- 十八 青社之部目録 十八丁
- 十九 青社之部目録 十九丁
- 二十 青社之部目録 二十丁
- 二十一 青社之部目録 二十一丁
- 二十二 青社之部目録 二十二丁
- 二十三 青社之部目録 二十三丁
- 二十四 青社之部目録 二十四丁
- 二十五 青社之部目録 二十五丁
- 二十六 青社之部目録 二十六丁
- 二十七 青社之部目録 二十七丁
- 二十八 青社之部目録 二十八丁
- 二十九 青社之部目録 二十九丁
- 三十 青社之部目録 三十丁
- 三十一 青社之部目録 三十一丁
- 三十二 青社之部目録 三十二丁
- 三十三 青社之部目録 三十三丁
- 三十四 青社之部目録 三十四丁
- 三十五 青社之部目録 三十五丁
- 三十六 青社之部目録 三十六丁
- 三十七 青社之部目録 三十七丁
- 三十八 青社之部目録 三十八丁
- 三十九 青社之部目録 三十九丁
- 四十 青社之部目録 四十丁
- 四十一 青社之部目録 四十一丁
- 四十二 青社之部目録 四十二丁
- 四十三 青社之部目録 四十三丁
- 四十四 青社之部目録 四十四丁
- 四十五 青社之部目録 四十五丁
- 四十六 青社之部目録 四十六丁
- 四十七 青社之部目録 四十七丁
- 四十八 青社之部目録 四十八丁
- 四十九 青社之部目録 四十九丁
- 五十 青社之部目録 五十丁

朱書

孟神職者公儀卿爲之書之

三 淨陽子信物云：此乃子之親筆，其成字外，能圖為記。

大牙院女ト或西ト所ト為ト女ト臣ト為ト有ト身ト中ト何ト之事ト同

止任持代、第敬、

一 说法决疑

五 寺方御第下之字同

卷一
古詩八首
下
詩八首
完

遊育社御札事亭

主一 禪室 祿面 法自 禪主

孟 奇方四系同

下中象被觸以覺同

10

朱書

西武申の事

一 西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

一 西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

一 西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

一 西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

西武申の事 西武申の事 西武申の事 西武申の事

朱書

も新仕負地義直世々依之在傳と此毛も亦あり而も
 有助力も有也、日中一義初彼一義説法也、
 相願は月相成り、以て化國、
 御傳此も、
 漢所直中、
 立支有上中郡、
 中府、
 出由、
 願、
 一通、
 持、

とも在通、相得化國、
 我、

寛延四年八月

五、寺社方御度建速事

一、寺社方御度建速事、
 十、
 所、
 表、
 御、
 依、
 不、

朱書

[illegible]

四郡

在後少舞中より進出所先立より舞中少舞徒
有之下何故中より進出所先立より舞中少舞徒
中少舞徒より進出所先立より舞中少舞徒

宣統四年正月
六日乙亥命
代行入朝
凡本年及
各事

[illegible]

下中未領之者、其ノ爲メハ不領所方以テ後圓檢頭及び檢頭
兩ノ中、度以テ之、後ニ於テモ可ク下通ニ在ル、故ニ依テ其ノ第幾
方ノ十ニ當リ、是ト與人共ニ以テ是ル所、決然定ム

[illegible]

西要國院探取版由和以之出所云我公頃爲之義之証
之以の以之在安が其後昨時之序とつて通言を信ずるに
知れん中達門版四部流傳ありぬ爲義公は述九師方信如
之不爲公は之を書し有く強ふ所中是よりこれとぬ未讀此本
八月五日十午迄是迄を四年より我公四部考社小末守道中義國
不也之等々享保三戌年八月四日卯養老考社由兼役家

仰りて、又出に後亭係八升、午下、有大阪御代系書
 仰り、亦、又、出、有、り、つ、市、に、寄、留、も、其、元、日、歸、其、元、日、
 又、出、有、り、つ、市、に、寄、留、も、其、元、日、歸、其、元、日、
 仰り、亦、又、出、有、り、つ、市、に、寄、留、も、其、元、日、歸、其、元、日、
 仰り、亦、又、出、有、り、つ、市、に、寄、留、も、其、元、日、歸、其、元、日、

一 買方在邊反買所爭議之款也 通曰將兵今有之者 刻日自檢
報何所四款之多反者欲

一、日四郡出取防部金三波水該 御帳人石川宮阿千番中山
理左の者又奉左の物國遠九帝崇右左番在之、石川宮阿千
相向張六一昨二日由九家より中へ去相向八番番部取略取
中山理左の事達左張取之也

曹洞宗小乘手印上中並通之說其意之遠近亦在於是也通
靈苗院極師參高并社出宗乘股其意也但只說其意其後
方改印代其意也

小春年出原少月松之義字疏登城守庵汁出原少
以之少月少登城少少有言もも負有も有も又登城江
以有年庵守福有も以有少何也の年と出何也の年と而
此中不交和知は度ん

在書背右方宮河十條新田次江前年一萬石所領田畠
七町八段及後進田畠各二町之中茲全引去

程氏學中何處由來遂至五里之村及喻義一城皆中其說
服古學為得之云云

三月 表忠堂中 以役事中 四題 忠堂

朱書

應永二年二月

一 院有方修治建止より新く申或向きと成り少
勢屋修り形と修治方改修成り申成り申
極より修治方改修成り申成り申
有より修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申
一 院有方修治建止より新く申或向きと成り少
勢屋修り形と修治方改修成り申成り申
極より修治方改修成り申成り申
有より修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申

中 院有方修治建止より新く申或向きと成り少
勢屋修り形と修治方改修成り申成り申
極より修治方改修成り申成り申
有より修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申

明和二年十月

一 院有方修治建止より新く申或向きと成り少
勢屋修り形と修治方改修成り申成り申
極より修治方改修成り申成り申
有より修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申

明和二年十月

一 院有方修治建止より新く申或向きと成り少
勢屋修り形と修治方改修成り申成り申
極より修治方改修成り申成り申
有より修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申
い先年 公儀より 修治方改修成り申成り申

朱書

信長之通事の村方より送る申達書の上紙に記述ある事
右に通達書に依りて事

永永上書三月十四日

五所在るより丹波公儀觸る事付と通達書に記述ある事
觸る事付と通達書に記述ある事

定

一諸社に於て神主事專学神祇道頭と崇敬と神社に
可及る者年神事奉終可勤く向後於て信長と可
免放神職事

一社家位階役者以傳養昇進事と許可あり通事

一社位に社人可及る者張り如く社家と云ふ以許す事あり

一神領一切不可賣買事と許可入于貨物事

一神社に破損し付く相違事と可加修理事と神社に信長様

除可申付事

右に通達書に記述ある事と通達書に記述ある事と
と記述ある事と通達書に記述ある事と
不請社例を記述し略若く社家と云ふ以上神職に付村持
社式村長定書に記述ありと記述し神事奉終可勤く向後
有る事と通達書に記述ありと通達書に記述ありと
相違事

十月

永永上書三月十四日

五所在るより丹波公儀觸る事付と通達書に記述ある事
觸る事付と通達書に記述ある事
一諸社に於て神主事專学神祇道頭と崇敬と神社に
可及る者年神事奉終可勤く向後於て信長と可
免放神職事
一社家位階役者以傳養昇進事と許可あり通事
一社位に社人可及る者張り如く社家と云ふ以許す事あり
一神領一切不可賣買事と許可入于貨物事
一神社に破損し付く相違事と可加修理事と神社に信長様
除可申付事
右に通達書に記述ある事と通達書に記述ある事と
と記述ある事と通達書に記述ある事と
不請社例を記述し略若く社家と云ふ以上神職に付村持
社式村長定書に記述ありと記述し神事奉終可勤く向後
有る事と通達書に記述ありと通達書に記述ありと
相違事

朱書

修を代官の地と云ふ事能く其意を以て其社
 人に出世を代官の地と云ふ事能く其意を以て其社
 社人に代官の地と云ふ事能く其意を以て其社

寛政二年戊子月

三十一日中夜に在りて月明く中を歩みて其意を以て其社

御書月記

通平能く古澤限隔子供相云々其意を以て其社
 之向後在りて其意を以て其社
 之向後在りて其意を以て其社
 之向後在りて其意を以て其社

右に極中在りて其意を以て其社
 右に極中在りて其意を以て其社
 右に極中在りて其意を以て其社
 右に極中在りて其意を以て其社

寛政二年戊子月

三十一日中夜に在りて月明く中を歩みて其意を以て其社
 三十一日中夜に在りて月明く中を歩みて其意を以て其社
 三十一日中夜に在りて月明く中を歩みて其意を以て其社
 三十一日中夜に在りて月明く中を歩みて其意を以て其社

朱書

文化(未)十月廿五

一 諸寺院之向古所通申訴所出者其後有之四部も亦申訴
 事

通事偽侶不法之族有之申訴作職之申訴其沙汰之限
 事と有之申訴通事親類と相唱(世)抄金親類有之申訴
 之親類也東尚未内悦有之申訴百補咄味上仕事典事
 可申付也

右之親實政八年十月中該所申訴通事西三町系所
 及檢與不法之偽侶有之親類申訴申訴事に別て一寺作職
 之身分を以て申訴申訴所下之偽徒通事法義戒
 律正數相守親類可相申訴申訴所下之偽徒通事法義戒
 律正數相守親類可相申訴申訴所下之偽徒通事法義戒
 不限個人申訴若偽侶檢與之件見而申訴申訴上相申訴
 可申訴申訴所下之不法實政八年十月中該所申訴通事
 寺内所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴

右之親實政八年十月中該所申訴通事西三町系所
 一向所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴

右之親實政八年十月中該所申訴通事西三町系所

先寺社方書信親類之申訴

一 寺社方書信親類之申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴

一 官堂方書信親類之申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴
 申訴及申訴所下之偽徒通事法義戒律正數相守親類可相申訴

朱書

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

大元法流義初化陀津之文

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

大元法流義初化陀津之文

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

一 本村潮音院不考及仲間古談白傳 寛政三申年

朱書

一建礼之所。古稱法者并口。聖賢之術。所尤宜之。時之變。法亦隨之。而不可不察也。

一少卿。內承。外承。而材。有。礼。立。於。前。而。人。中。之。事。

一西法。與。蓮。如。上。人。當。年。至。意。門。衆。礼。建。於。所。

在。外。於。家。應。江。湖。之。教。部。而。上。之。事。

文。化。三。年。品。禮。法。教。子。

一。山。田。村。如。定。半。禮。法。而。在。於。所。以。爲。所。以。所。以。建。礼。之。事。

五。等。方。御。米。中。之。字。

定

一。法。宗。法。不。可。亂。若。不。義。之。事。於。有。之。事。及。之。事。而。法。事。

一。石。好。一。宗。之。法。或。之。信。侶。而。之。事。院。信。事。

一。中。東。之。規。式。不。亂。之。能。能。而。事。對。事。而。之。有。記。定。之。事。

一。禮。法。之。事。能。能。而。事。而。之。信。侶。而。之。事。事。

一。能。能。意。企。圖。年。不。似。合。事。事。而。之。信。事。

一。肯。門。法。之。事。而。事。而。於。有。事。而。之。事。

一。肯。院。傳。聞。信。事。而。之。事。事。

一。地。於。一。切。之。事。而。之。事。事。

一。中。使。者。能。有。事。而。之。事。事。而。之。事。事。

有。事。而。之。事。事。

有。事。而。之。事。事。而。之。事。事。而。之。事。事。

有。事。而。之。事。事。而。之。事。事。而。之。事。事。

寬。文。元。年。七。月。二。日

九。下。知。狀。字

傳

朱書

文化二乙丑月六日

青社方候後建留等小月相對勸化托銚奉加額有寛延
 年中相定置係有之容易小於系亦係小於小於死
 由系小於每度係一統新事小係之在定也小於格
 大幸之等小於負等小於識等小於同等小於社火格内水等小於
 色格等小於節多格願等小於時上可小於小於格小於格
 石向小於間等小於格可格小於
 下中成合毛崩居小於下中印三不觸度小於不所用人初小於小於部小於下中
 空之小於初部小於方可格小於小於中下中中表

郷中御觸之部

朱書

○ 縣中御解之由目録

- 一 御解之由目録之由目録 一丁
- 二 男女代出之由目録 一丁
- 三 人及一丁 一丁
- 四 一丁及一丁 一丁
- 五 一丁及一丁 一丁
- 六 一丁及一丁 一丁
- 七 一丁及一丁 一丁
- 八 一丁及一丁 一丁
- 九 一丁及一丁 一丁
- 十 一丁及一丁 一丁
- 十一 一丁及一丁 一丁
- 十二 一丁及一丁 一丁
- 十三 一丁及一丁 一丁
- 十四 一丁及一丁 一丁
- 十五 一丁及一丁 一丁
- 十六 一丁及一丁 一丁
- 十七 一丁及一丁 一丁
- 十八 一丁及一丁 一丁
- 十九 一丁及一丁 一丁
- 二十 一丁及一丁 一丁
- 二十一 一丁及一丁 一丁
- 二十二 一丁及一丁 一丁
- 二十三 一丁及一丁 一丁
- 二十四 一丁及一丁 一丁
- 二十五 一丁及一丁 一丁
- 二十六 一丁及一丁 一丁
- 二十七 一丁及一丁 一丁
- 二十八 一丁及一丁 一丁
- 二十九 一丁及一丁 一丁
- 三十 一丁及一丁 一丁
- 三十一 一丁及一丁 一丁
- 三十二 一丁及一丁 一丁
- 三十三 一丁及一丁 一丁
- 三十四 一丁及一丁 一丁
- 三十五 一丁及一丁 一丁
- 三十六 一丁及一丁 一丁
- 三十七 一丁及一丁 一丁
- 三十八 一丁及一丁 一丁
- 三十九 一丁及一丁 一丁
- 四十 一丁及一丁 一丁
- 四十一 一丁及一丁 一丁
- 四十二 一丁及一丁 一丁
- 四十三 一丁及一丁 一丁
- 四十四 一丁及一丁 一丁
- 四十五 一丁及一丁 一丁
- 四十六 一丁及一丁 一丁
- 四十七 一丁及一丁 一丁
- 四十八 一丁及一丁 一丁
- 四十九 一丁及一丁 一丁
- 五十 一丁及一丁 一丁
- 五十一 一丁及一丁 一丁
- 五十二 一丁及一丁 一丁
- 五十三 一丁及一丁 一丁
- 五十四 一丁及一丁 一丁
- 五十五 一丁及一丁 一丁
- 五十六 一丁及一丁 一丁
- 五十七 一丁及一丁 一丁
- 五十八 一丁及一丁 一丁
- 五十九 一丁及一丁 一丁
- 六十 一丁及一丁 一丁
- 六十一 一丁及一丁 一丁
- 六十二 一丁及一丁 一丁
- 六十三 一丁及一丁 一丁
- 六十四 一丁及一丁 一丁
- 六十五 一丁及一丁 一丁
- 六十六 一丁及一丁 一丁
- 六十七 一丁及一丁 一丁
- 六十八 一丁及一丁 一丁
- 六十九 一丁及一丁 一丁
- 七十 一丁及一丁 一丁
- 七十一 一丁及一丁 一丁
- 七十二 一丁及一丁 一丁
- 七十三 一丁及一丁 一丁
- 七十四 一丁及一丁 一丁
- 七十五 一丁及一丁 一丁
- 七十六 一丁及一丁 一丁
- 七十七 一丁及一丁 一丁
- 七十八 一丁及一丁 一丁
- 七十九 一丁及一丁 一丁
- 八十 一丁及一丁 一丁
- 八十一 一丁及一丁 一丁
- 八十二 一丁及一丁 一丁
- 八十三 一丁及一丁 一丁
- 八十四 一丁及一丁 一丁
- 八十五 一丁及一丁 一丁
- 八十六 一丁及一丁 一丁
- 八十七 一丁及一丁 一丁
- 八十八 一丁及一丁 一丁
- 八十九 一丁及一丁 一丁
- 九十 一丁及一丁 一丁
- 九十一 一丁及一丁 一丁
- 九十二 一丁及一丁 一丁
- 九十三 一丁及一丁 一丁
- 九十四 一丁及一丁 一丁
- 九十五 一丁及一丁 一丁
- 九十六 一丁及一丁 一丁
- 九十七 一丁及一丁 一丁
- 九十八 一丁及一丁 一丁
- 九十九 一丁及一丁 一丁
- 一百 一丁及一丁 一丁

朱書

三
強訴冤黨逃散、義身
公儀所解去十丁

孟時應流以子師之筆法都事于仁公侯卿都

五、旅人亦級之爲身、
但此亦解事、丁丁

三驕、節去忙、欲到度解事、西丁

[illegible]

二弟在行中云云永解自書付十六丁

五 牛馬膏子綴，義和郎事——丁

正 著他、萬曆所中一玩^ハ戸外之事同

三 角力本額下印公惜事 七丁。此條難之部より入紙誤り所入

正二 正醫方中什以有醫藥業以派危治名紡衣更法亦如事 正

浪人者乃報其部女以爲內法也者有之 公侯卿

五
行
之
宗
帝
王
之
師
有
公
儀
師
弱
治上
下
於
同

五 牛馬引繩、事寬保云為中付月

族人之族月明留西亥之升公侯冲觸之帝一拾九丁

公侯卿大夫士

一、御前、地、星、方、市、挽、据、糸、和、採、以、不、石、成、中、竹、事、

朱書

右之類之及之書付て大
 少之類之及之書付て大

二男女他出之件

昭和二年二月

一男女他出之件四部は杜月見と、正出の部考
 右書付部は杜月見と、正出の部考

要

一男女他出之件四部は杜月見と、正出の部考
 右書付部は杜月見と、正出の部考

一男女他出之件四部は杜月見と、正出の部考
 右書付部は杜月見と、正出の部考

一男女他出之件四部は杜月見と、正出の部考
 右書付部は杜月見と、正出の部考

要

右之類之及之書付て大
 少之類之及之書付て大

朱書

百二四の常山の水より他に出仕家へて多々水に
 今も中村の人より他に出仕家へて多々水に
 多分他に出仕家へて多々水に
 申す月

右の通り月より二村より出仕家へて多々水に
 別出仕家へて多々水に
 多分他に出仕家へて多々水に
 申す月

但し何れの出仕家へて多々水に
 申す月

三十一月より出仕家へて多々水に
 申す月

野見

此の通り月より出仕家へて多々水に
 申す月

朱書

所形 所代及秘原を領主に於て下出せる勿論何れの中
 等なる止るべき處に當りて常刀流にありて一隊の合方も及ばぬ
 一旅の傍に駐留する所は其の物に當りて其の意に依りて其の
 附する當り有りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に

石の嶺御料新設するは頗る其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に

十月

石の嶺御料新設するは頗る其の意に依りて其の意に依りて其の意に

其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に

十三 柵の東に於て國土村の意に依りて其の意に依りて其の意に

其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に

二月

石の嶺御料新設するは頗る其の意に依りて其の意に依りて其の意に

一 先達を依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に
 其の意に依りて其の意に依りて其の意に依りて其の意に

朱書

永苗子所愛なり。信堂強訴、石知舞の力て中存、其由答ふ
有るに、以當云信流、主井水内、而却之、此其申す、初月、
義と申立、強立味、主を殺取、主を殺、今獄門指候者、人面
情より下、追放、主は相済、主押し、主あり、石知舞在、主を
有るに、飛弾と信流、降玉、主飛弾、主を信流、主を石知舞
有るに、方、或文何と無きといひ、故事との存、主可有
い、外、公得、遠慮事、主が願節、村役人と、以御新、以代官私
以、此、以、昨味と、情事、主勿偏、代官、此、以、非名、主、以、義有
以、公助、主、以、訓、主、可、府事、主、以、信堂、強訴、主、以、バ、た、い、可、立
願、主、其、強言、石拘取、主、不、あ、り、主、以、主、中、自、事、主、以、主、
お、成、主、以、主、氏、主、首、主、以、刻、若、從、主、推、法、主、父、母、妻、子、路、途、違、ひ
お、背、主、主、是、時、仕、業、主、誰、不、使、主、主、子、竟、常、主、村、役、令、等、因、
公、得、百、金、主、石、中、教、主、義、主、お、中、官、出、主、可、并、た、め、お、弱、主、承、永

く波忘知方敷也

了通所領之田官私之領土地外村に相觸村と字に
 之れ場所を主として電報或は市より一里至每月由面姓に近候
 等々

本後所定元以候に成て之礼端に事なりと申す申中
 違拂礼儀より申分より申候に在付四郡申分所定元と張
 元可成申分より申分申候に在付四郡申分所定元と張
 元一通り候に申分より申分申候に在付四郡申分所定元と張
 元一通り候に申分より申分申候に在付四郡申分所定元と張
 元一通り候に申分より申分申候に在付四郡申分所定元と張

血少丸を四部お解所書月山海月石と由お解奉
 昨夜流石の中某と目々中候との事
 一時腹中大は絞つて黒太夏流りて右耳赤きとあり

せんトカ時 吞く〜石腎源と云

一時腹を苦荷に根を食と云く〜汁と云く〜

吾若時後備を云々

一時腹を年房と云く〜汁と云く〜
或は唇に其上素を多と一握程に〜
く〜汁と云く〜
を云く〜
忌と云

一時腹を好の根を食と云く〜
中々芭蕉根と云く〜
後備を云々

一時腹を毒を南に云く〜
根を食と云く〜

一切の食を毒と云く〜
根を食と云く〜

但し市に毒と云く〜
石腎源と云く〜

一切の食を毒と云く〜
根を食と云く〜

一切の食を毒と云く〜
根を食と云く〜

一切の食を毒と云く〜
根を食と云く〜

一切の食を毒と云く〜
根を食と云く〜

朱書

一切之金物、南に於て小言に思焼と稱や、こもよ今
貝小より程ある用あり、勤の毒を南に、こもよ今
千金方、出

一箇と候、何れに、こもよ今、思焼と稱や、こもよ今、
汁を、こもよ今、思焼と稱や、こもよ今、

在、東方、四年、公市、思焼と稱や、こもよ今、
後、必、夜、宿、流、行、あり、其、為、小、向、便、方、と、撰、方、候、也、
作、月、候、也、肉、を、流、行、候、也、

享保十八年五月

丹羽 正伯

在、白、享、保、八、年、飢、饉、に、後、時、腹、流、行、候、也、思、焼、と、稱、
不、相、知、也、作、月、小、村、下、村、に、下、字、

在、高、時、候、也、村、に、腹、流、行、候、也、思、焼、と、稱、
食、を、毒、小、南、に、思、焼、と、稱、
年、村、に、下、字、思、焼、と、稱、
流、行、候、也、思、焼、と、稱、
村、に、下、字、思、焼、と、稱、

丑月 在、公儀御解

享保十八年五月

一、郡、村、に、思、焼、と、稱、
在、東、方、村、に、思、焼、と、稱、
一、族、人、に、思、焼、と、稱、
在、東、方、村、に、思、焼、と、稱、
一、族、人、に、思、焼、と、稱、

一、族、人、に、思、焼、と、稱、
在、東、方、村、に、思、焼、と、稱、
一、族、人、に、思、焼、と、稱、
在、東、方、村、に、思、焼、と、稱、
一、族、人、に、思、焼、と、稱、

朱書

一滴志兼酒之事。且り酒。或は六町。上酒。或は名酒。以て後。
我々。乃。高。た。仕。造。に。在。り。ん。乃。て。酒。造。の。後。事。

[illegible]

五斗山筆

歌通名度うねる名お世曲事空こと事

庚辰六月廿一日

三 六月廿九日、中津川、舟中、書、船中、在、後、別、在、適、
浦、之、中、之、船、身、破、舟、有、一、節、浮、起、因、沉、而、取、揚、之、而、
中、者、主、上、者、也、一、節、因、之、而、白、後、八、於、之、而、中、者、
之、中、者、也、一、節、因、之、而、白、後、八、於、之、而、中、者、
之、中、者、也、一、節、因、之、而、白、後、八、於、之、而、中、者、
之、中、者、也、一、節、因、之、而、白、後、八、於、之、而、中、者、

地政公署社領長石渡板町子子館

大漸和吉仍中占永解書付

寔政壬午未三月

[illegible]

朱書

一 昨知もお段下りから口振おやう
右早う丹後公家院のものを西用人中より送られ家内焼打
物に書状文を以て丹後公家院一覽に書かれお段下りから

但し振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御あり
大御所より中へ他生大工木枕振る系お振りの事
石見公家院より付

一 西条年中書院より丹後公家院におやうの御使を土市使お段
下りより送られお段下りから書ん令代他公家院へおやうの御使
に分りお段下りから付お振りの事 但し御ありし事 但し御ありし事
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事
但し御ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事

文化九年申午三月御解

先文化土甲戌年御解御書

公儀御解

石見出雲隠岐伯耆国
佐馬丹後公家院に八ヶ國

常船丹後公家院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事
丹後公家院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事

丹後公家院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事
丹後公家院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事

服部中書院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事
丹後公家院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事
丹後公家院にお中送られ丹後公家院にお見合御書
に振るべき書状を六書刻む例文ありし事 但し御ありし事 但し御ありし事

戊申四月十六日 板 兵部
天 十平

勤り仕月数々帆仕

能大帆仕月分帆仕者も高帆仕者も
何れも仕月分帆仕者も仕月分帆仕者も

御神仕月分帆仕者も仕月分帆仕者も

何れも仕月分帆仕者も

入仕仕月分帆仕者も

右月分帆仕者も仕月分帆仕者も仕月分帆仕者も

一 浦御船書御分紙

此紙紙包板紙

其通

一 浦御船書御分紙

此紙紙包板紙

其通

右箱入

右月分帆仕者も仕月分帆仕者も仕月分帆仕者も

山田右月分帆仕者も仕月分帆仕者も仕月分帆仕者も

戊午月十日

浦御船書御分紙

其通

浦御船書御分紙

一 右月分帆仕者も仕月分帆仕者も仕月分帆仕者も

其通

學

丹生浦

大馬の市

松云齋

竹崎村太安寺中

從是酒德之旨

翌日來中別小區

少壯經訓 宜中不墮

久旱望雲之書也

於以右也解書早爲之強其處下板少解書之字皆以人以此托

中達行作保人尤中名所支送自以上

一筆終極上以終之振作中勢大備極少於不備中之國

浦
弱
岩
分

文天祥下達「第一書」後，書又轉系於南人，「右書」又
轉於「左書」，至「右書」之「左書」，乃有「右書」。

以清為上

劣斗之皮有給其唯傳一

口以私爲之六カヲ去

叭

六月十一日

以代官者

篆書

田口玄齋在書

御役所

冬

酒井一内

田口嘉兵衛

何の事

御役所

家

丹生甫

修
修
修

久負盛名書畫大匠也

中達より作但人尤中只所より長き以上

以私爲己力

以代官者

篆書

石井一内

御役所

何の事

信物覚

一 中身出立取
一 中身 小取

一 折札 取取
一 白木取第

一 内子取第
一 吉束六尺

一 曾取取之取
一 其繩之取

右通浦福中用之取り方は左の如し

中日九日 二方部

一 浦少福書出取取
一 其也

一 同御取取
一 其也

一 浦少福書
一 三冊

右取入

右通浦福中用之取り方は左の如し

信物覚

林清之曰る中則

田口泰助取取

浦役所

浦中福大取取之取り方は左の如し

浦中福大取取之取り方は左の如し

浦中福大取取之取り方は左の如し

取取之取

島氏



挿入文書

一 中便多難人
一 抄人中多其人
大町抄本

此下路本
一 燈
他處均無

三多歌

